

小松加賀環境衛生事務組合行政不服審査に関する条例

平成 29 年 3 月 1 日

条 例 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 81 条第 1 項の附属機関の設置等、本組合における行政不服審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(小松市条例の準用)

第 2 条 前条の規定に基づく行政不服審査に関することについては、小松市行政不服審査に関する条例（平成 28 年小松市条例第 4 号）を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(小松加賀環境衛生事務組合特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 小松加賀環境衛生事務組合特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 53 年小松加賀環境衛生事務組合条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

行政不服審査会委員	日額 7,200 円
-----------	------------

別表備考中「公平委員会委員」の次に「及び行政不服審査会委員」を加える。